

第6章

エジプトの小規模企業

土屋 一樹

要約：

エジプトの小規模企業に関わる現状を整理する。小規模企業を取り巻く環境は2000年代に入って大きく変化している。小規模企業発展法(2004年)において、小規模企業は零細企業と小企業に区分されるとともに、発展支援体制が明確にされた。また、小規模企業のビジネス環境は最近数年間で急速に改善されつつある。エジプトの典型的な小規模企業として労働者数5人未満の卸・小売企業が想定できるが、例えば企業家の性別によって教育レベルや資本規模に差異が見られるなど、企業間の違いは大きい。そのため、小規模企業の行動を分析するには、まず企業特性や企業家の特徴などによって小規模企業を分類することが必要である。

キーワード：

エジプト 小規模企業 ビジネス環境 インフォーマル部門

はじめに

現在の中東諸国に共通する課題のひとつとして民間部門の発展がある。経済成長の担い手として、あるいは増え続ける労働力人口の吸収部門として、各国政府の民間部門への期待は大きい。しかしながら、これまで民間部門は必ずしも経済成長の牽引役になり得ていない。経済改革が自動的に民間部門の成長をもたらすわけではないのである。

本章では、エジプトについて、民間小規模企業に関する現状を整理する。エジプトにおいても、他の多くの中東諸国と同様、経済成長を主導する主体として民間部門の発展が期待されているが、いくつかの成功事例は散見されるものの、民間部門の拡大は緩慢

である。なかでも民間企業部門の拡大に重要な位置を占めると思われる中小規模企業の拡大が遅れている。中小規模企業はどのような市場条件に直面し、何が成長制約要因となっているのだろうか。本章ではエジプトの民間中小規模企業を取り巻く環境と現状を概観することで、上記の課題を検討するための基礎情報を整理することを目的とする。

以下、第1節では民間企業に関わる法制度と政策を要約し、第2節で民間企業部門を取り巻く環境を概観する。第3節ではいくつかの統計データから小規模企業部門の概要を整理し、第4節において小規模企業のカテゴリについて既存研究をレビューする。最後に議論をまとめ、今後の研究の方向性を述べる。

第1節 小規模企業に関わる法制度と政策

1. 会社法¹

エジプトにおいて民間企業として活動するにあたっては、設立、営業許可、輸出入など目的別に各種法律に則る必要があるが、なかでも企業設立に関わる法律は、企業形態によって適用される法律および管轄政府機関が異なっている。企業形態は大きく人的会社 (partnership company) と物的会社 (capital company) に分けられ、また事業形態として事業会社 (regular company) と投資会社 (investment company) に分類される。企業・事業形態別に適用される法律および管轄政府機関は図1のようになっている²。小規模企業は、2004年以降、人的会社か物的会社かに関わらず小規模企業発展法で規定され、社会開発基金(Social Fund for Development: SFD)が管轄機関となっている。なお、国有企業については Law No.97 of 1983 と Law No.203 of 1991 において規定されている。

図1 企業形態別の会社設立法

		人的会社 (Partnership Company)	物的会社 (Capital Company)
事業会社 (Regular Company)	法律 管轄機関	Law 17 of 1999 Primary Court	Law 159 of 1981 GAFI
投資会社 (Investment Company)	法律 管轄機関	Law 8 of 1997 投資・フリーゾーン庁 (GAFI)	
小規模企業 (MSEs)	法律 管轄機関	Law 141 of 2004 社会開発基金 (SFD)	

出所: Ministry of Finance [2005]

¹ 会社の定義は民法 (Article 505) において、「会社とは、二人以上が損益を共有する目的で、金銭あるいは労働の分担を伴う事業に関与する契約である」とされている (El-Kalioubi [2002])。

² これまでに投資法および会社法は改正も行われている。主な改正には、投資法の改正 (Law No.13 of 2004, Law No.19 of 2007) 会社法の改正 (Law No.3 of 1998) および投資法と会社法との関係を明確にさせかつ整合性を保つための改正 (Law No.94/2005) などがある。

2. 小規模企業発展法（中小企業法）

小規模企業の発展促進を目的として、2004年に小規模企業発展法(Law No. 141 of 2004; Law on the Development of Small Enterprises)が制定された³。この法律によって初めて小企業(Small Enterprise)と零細企業(Micro Enterprise)が以下のように定義された。

小企業(Small Enterprise)：生産、サービス、商業を含む経済活動を行う個人あるいは会社で、払込資本が5万エジプト・ポンド(LE)以上100万LE未満、かつ従業員が50人を超えない経済主体(Section I, Article I)。

零細企業(Micro Enterprise)：生産、サービス、商業を含む経済活動を行う個人あるいは会社で、払込資本が5万LE未満の経済主体(Section I, Article II)。

小規模企業発展法では、小規模企業政策を担う中心機関を社会開発基金(SFD)としている。SFDは1991年に世界銀行主導で設立された基金で、同年から実施された経済改革・構造調整プログラム(Economic Reform and Structural Adjustment Program: ERSAP)を補完するものであった⁴。当初のSFDは主に低所得者層の支援および雇用創出を目的としていた。しかしながら、小規模企業発展法では、SFDを中核として関係省庁が協力し小規模企業の発展促進を担うとしている。具体的には、SFDが小規模企業の設立や登録などのためのワンストップ・ショップ(One stop shop)を県レベルで設立すること(Section II, Article III)、小規模企業政策のための調整機能を果たすこと(Section II, Article IV)、各県に小規模企業向け融資のための基金設立を支援すること(Section III, Article V)、小規模企業向けのソフトローンを提供すること(Section III, Article VII)、SFDの理事会の承認によって信用リスクの保証システム設立が可能なこと(Section III, Article IX)などが規定されている。

また、小規模企業支援策として、工業・観光用の遊休地、および農業改革用地のうちの10%以上を小規模企業の設立用に配分すること(Section IV, Article X)、政府部門は物品およびサービス購入の10%以上を小規模企業から調達すること(Section IV, Article XII)などが規定されている。

以上のように、これまでに小規模企業の育成・発展のための法制度が整備され、小規模企業の成長を重要視する姿勢が明確になっている。対象となる小規模企業は、上記のように零細企業と小企業の2つに分類されている。零細企業とは資本金が5万LE未満

³ また、執行規則(Executive Regulation)として Prime Minister Decree No.1241 of 2004 がある。

⁴ SFDには、世界銀行以外にもEU、アラブ諸国、先進諸国からの援助、およびエジプト政府の資金も導入されている。

の企業であり（従業員数に関する規定はなし）、小企業とは資本金が 5 万 LE 以上 100 万 LE 未満で従業員 50 人未満の企業である。なお、小規模企業発展法では中規模企業という分類はない。従って、現在の法律に基づいてエジプトの企業規模を分類すると、零細企業、小企業、それ以上の規模（中・大企業）の 3 分類となる。

3. 小規模企業政策

エジプトの小規模企業政策は 1998 年に報告書（A Draft National Policy on Small and Medium Enterprise Development in Egypt）が発行され、国レベルでの中小企業発展政策の枠組み策定の動きが見られた。同報告書は正式に承認されるには至らなかったが、その後 2000 年から開始された中小零細企業政策に関するプロジェクト（Small, Medium and Micro Enterprise Policy Development Project: SMEPoL）によって改めて中小企業政策の方向性が検討された。SMEPoL はカナダ政府の援助によって実施されたプロジェクトで、エジプト側は経済外国貿易省（当時）が中心となって構成され、小規模企業に関する発展政策、調査研究、能力構築、情報共有・提供の 4 つが主な検討対象となった⁵。

小規模企業政策については、2004 年 11 月に報告書（Enhancing Competitiveness for SMEs in Egypt: General Framework and Action Plan）が公表された（Ministry of Finance [2004]）。同報告書では、特に全般的な経済政策との整合性および経済環境の変化を考慮して小規模企業発展政策の枠組みを提示している。そして政策介入分野として、輸出促進、経営能力構築、金融サービス、技術革新、集積、企業間リンケージ、規制改革を取り上げて政策案を示している。

第 2 節 ビジネス環境

本節では、最近のエジプトのビジネス環境について、世界銀行グループの国際金融公社（International Finance Corporation: IFC）による 2 つの報告書（Doing Business および Enterprise Surveys）に基づいて概観するとともに、改善への取り組みを整理する。

1. Doing Business

IFC が 2004 年以降に毎年発行するビジネス環境に関する報告書「Doing Business」は、企業設立、事業許可の取得、労働者の雇用、信用へのアクセス、事業閉鎖など企業活動

⁵ エジプト側の担当機関は、ガーリ（Youssef Boutros-Ghali）外国貿易省（2001 年に経済外国貿易省から再編）大臣が財務大臣になったのに伴い、2004 年 7 月に財務省に移った。なお、SMEPoL の詳細および報告書はウェブページ（<http://www.sme.gov.eg> 2009 年 2 月 7 日アクセス）から入手可能である。

に関わる 10 項目について各国を比較したものである。毎年、項目毎に世界各国（2009 年版では 181 カ国・地域）で手続きに必要な日数およびコストを基に順位を付け、事業活動を実施する容易さを比較している。

表 1 は 2004～2009 年におけるエジプトの順位を示したものである。調査対象国数が年々増加しているため、必ずしも年毎の順位を比較することはできないが、エジプトは 2006 年版報告書（155 カ国中 141 位）と 2007 年版報告書（175 カ国中 165 位）ではビジネスをするのが最も困難な国のひとつであったと言えるだろう⁶。なかでも、建設許可の取得（2007 年は 175 カ国中 169 位）、信用獲得（同 159 位）、契約遵守（同 157 位）のコストが高かった。しかしながら、2008 年版と 2009 年版では、総合順位が大きく上昇し、2009 年版では 181 カ国中 114 位であった。また 2008 年版報告書では、エジプトは世界で最もビジネス環境の改善が進んだ国と評価された。

表1 「Doing Business」報告書におけるエジプトの順位

	総合順位	比較 国数	事業開始	建設許 可取得	労働者 雇用	財産登録	信用獲得	投資家 保護	納税	国際貿易	契約遵守	事業閉鎖
2004
2005
2006	141	155
2007	165	175	125	169	144	141	159	118	144	83	157	120
2008	125	178	55	163	108	104	102	84	151	21	152	128
2009	114	181	41	165	107	85	84	70	144	24	151	128

出所：World Bank and IFC [various years]から筆者作成。

Doing Business 報告書において検討されている各項目のコストの推移を示したのが表 2 である。そこから、2003 年以降に大きく改善したのは、事業開始および国際貿易環境であることがわかる。この 2 つの項目は国際比較においても 2008 年版報告書において大きく順位を上げている。一方、ほとんど改善がみられないのは、労働者雇用、投資家保護、契約遵守、事業閉鎖の各項目である。なかでも契約遵守と事業閉鎖は、国際比較でみても高コストとなっている。

⁶各年の報告書では前年のビジネス環境について検討している。例えば 2009 年版報告書で示されているコストは 2008 年 6 月 1 日時点のものとなっている。

表2 エジプトのビジネス環境(事業実施に関わるコスト)

	2003年6月	2004年6月	2005年6月	2006年6月	2007年6月	2008年6月	
事業開始	Procedures (number)	13	13	10	10	7	6
	Time (days)	37	37	22	19	9	7
	Cost (% of income per capita)	65.6	63	104.9	68.8	28.6	18.3
	Min. capital (% of income per capita)	855.4	815.6	739.8	694.7	12.9	2
建設許可取得	Procedures (number)	28	28	28	28
	Time (days)	249	249	249	249
	Cost (% of income per capita)	1,169.00	983.4	474.9	376.7
労働者雇用	Difficulty of Hiring Index	0	0	0	0	0	0
	Rigidity of Hours Index	20	20	20	20	20	20
	Difficulty of Firing Index	60	60	60	60	60	60
	Rigidity of Employment Index	27	27	27	27	27	27
	Firing costs (weeks of wages)	123	132	132	132	132	132
財産登録	Procedures (number)	..	7	7	7	7	7
	Time (days)	..	193	193	193	193	72
	Cost (% of property value)	..	6.8	6.8	6.4	1	0.9
信用獲得	Legal Rights Index	..	3	3	3	3	3
	Credit Information Index	..	2	2	2	4	5
	Public registry coverage (% adults)	..	1	1.2	1.5	1.7	2.2
	Private bureau coverage (% adults)	..	0	0	0	n.a.	4.7
投資家保護	Disclosure Index	7	7	7	8
	Director Liability Index	3	3	3	3
	Shareholder Suits Index	5	5	5	5
	Investor Protection Index	5	5	5	5.3
納税	Payments (number)	42	41	36	29
	Time (hours)	504	596	711	711
	Profit tax (%)	13.6
	Labor tax and contributions (%)	28.9
	Other taxes (%)	3.6
	Total tax rate (% profit)	56.5	49.1	47.9	46.1
国際貿易	Documents for export (number)	8	8	6	6
	Time for export (days)	27	20	15	14
	Cost to export (US\$ per container)	1,014	1,014	714	737
	Documents for import (number)	8	7	6	6
	Time for import (days)	29	25	18	15
	Cost to import (US\$ per container)	1,049	1,049	729	823
契約遵守	Procedures (number)	42	42	42	42	42	42
	Time (days)	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010	1,010
	Cost (% of debt)	26.2	26.2	26.2	26.2	26.2	26.2
事業閉鎖	Time (years)	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2	4.2
	Cost (% of estate)	22	22	22	22	22	22
	Recovery rate (cents on the dollar)	15.9	16	16.1	16.6	16.6	16.8

出所: 表1に同じ。

2. World Bank Enterprise Surveys (ES)

IFC が実施している企業調査 (Enterprise Surveys : ES) は、都市部の製造業および一部サービス業(卸・小売業)に属する従業員 5 人以上の民間事業所に対する調査である。主な調査目的は、各国の投資環境および企業成長の制約要因を明らかにすることであり、これまでに 110 カ国以上で同様の調査が実施されている。エジプトでは、2004 年と 2007

年に調査が実施された⁷。

表3はESのビジネス環境に関する調査結果を概観したものである。2004年調査では、主要な制約要因(のひとつ)として税制を挙げる企業の割合が最も高かったことがわかる。回答企業の79%が税率をビジネス上での主要な制約要因に挙げ、税務行政についても57%の企業が主要な制約要因であると回答した。その他では、汚職を主要な制約要因と回答した企業の割合は50%、金融アクセスが同37%、貿易規制が同29%、労働規制が同25%などとなっている。

表3 World Bank Enterprise Surveysによるエジプトのビジネス環境

項目	質問内容	2004	2007	最新調査年	
				MENA	全調査
税制	% of Firms Identifying Tax Rates as Major Constraint	78.8	49.5	48.4	36.8
	% of Firms Identifying Tax Administration as Major Constraint	57.4	35.3	34.2	26.5
ライセンス	% of Firms Identifying Business Licensing and Permits as Major Constraint	17.5	10.9	27.6	15.8
汚職	% of Firms Expected to Pay Informal Payment to Public Officials (to Get Things Done)	21.2	7.3	28.7	34.5
	% of Firms Identifying Corruption as a Major Constraint	49.5	59.3	49.3	34.0
インフォーマル	% of Firms Formally Registered when Started Operations in the Country	..	17.4	67.3	88.2
女性	% of Firms With Female Participation in Ownership	..	20.9	18.0	29.7
	% of Full Time Female Workers*	15.5	14.7	17.8	27.0
金融	% of Firms with Line of Credit or Loans from Financial Institutions	..	14.1	24.4	31.7
	% of Firms Using Banks to Finance Investments	7.9	9.5	10.0	17.2
	% of Firms Using Banks to Finance Expenses	16.3	11.3	26.9	27.4
	Value of Collateral Needed for a Loan (% of the Loan Amount)	133.0	133.7	155.0	133.6
	% of Firms Identifying Access to Finance as a Major Constraint	37.1	25.0	32.9	30.7
インフラ	Number of Power Outages in a Typical Month	..	8.7	4.4	10.9
	Average number of Incidents of Water Insufficiency in a Typical Month*	..	4.0	7.2	7.2
テクノロジー	% of Firms With Internationally-Recognized Quality Certification	12.0	20.0	14.4	14.7
	% of Firms with Annual Financial Statement Reviewed by External Auditor	82.5	83.8	60.4	48.6
	% of Firms Using Technology Licensed from Foreign Companies	8.9	8.1	15.7	13.5
取引	% of Exporter Firms	27.5	31.5	37.6	23.5
	% of Firms that Use Material Inputs and/or Supplies of Foreign origin*	31.8	49.2	67.3	60.5
	% of Firms that Trade Identifying Customs & Trade Regulations as a Major Constraint	29.2	23.5	26.4	18.0
労働力	% of Firms Offering Formal Training*	13.4	21.2	27.9	37.6
	Average Number of Seasonal/Temporary, Full-Time Employees	8.3	9.0	11.6	19.0
	Average Number of Permanent, Full Time Employees	98.8	283.3	85.5	78.3
	% of Firms Identifying Labor Regulations as a Major Constraint	25.3	27.1	23.7	12.6

・MENAは、アルジェリア、エジプト、ヨルダン、レバノン、モロッコ、オマーン、シリア、西岸・ガザ。

・制約割合については、一部の国で選択肢が異なる。

・(*)は2007年調査では製造業企業へのみの回答。

出所: Enterprise Surveys (<http://www.enterprisesurveys.org/>)から筆者作成。

一方、2007年調査では、主要な制約要因と回答した企業の割合が最も高かったのは汚職(59%)であり、それに次いで税制(税率50%、租税行政35%)であった。それ以外では、金融アクセスが25%、貿易規制が24%、労働規制が27%となっている。

2004年と2007年を比較すると、税制を主要な制約要因と回答した企業の割合が大幅に減少した。それに対し、汚職を主要な制約要因と回答した企業の割合は増加した。しかしながら、公的部門との関係において非正規の支払いが期待されている(要求される)

⁷ ESの調査項目およびデータなどは<http://www.enterprisesurveys.org/>にて入手できる。

と回答した企業の割合は2004年の21%から2007年には7%に減少しており、どのような汚職がどの程度の制約要因となっているのか個別に検討する必要がある。また2004年と2007年での違いとして、回答企業の平均フルタイム従業員数が大きく違うことにも留意する必要がある。2004年の回答企業の平均フルタイム従業員数は99人であったが、2007年には同283人と3倍近く増加している。

金融アクセスについては、投資と支出に銀行を利用する企業の割合は、2004年調査においてそれぞれ7.9%と16.3%、2007年調査で同9.5%と11.3%と大きな変化はみられない。その一方で、金融アクセスを主要な制約要因とする企業の割合は37%から25%に減少している。

エジプトと周辺諸国および全調査対象国を比較すると、主要な制約要因と回答した企業割合がエジプトの方が相対的に低いものとして、起業時の登録、金融機関からの借入れ、支出に銀行を利用、が挙げられる。

ESによれば、2004～2007年においてエジプトのビジネス環境で主要な制約となっている要因として、汚職と税制を挙げる企業の割合が多いことが指摘できるが、税制については2004年と比べ、2007年には主要な制約要因に挙げる企業の割合が大幅に減少した。それは2005年以降の税制および税務行政改革によるものであると推測される。そうであるならば、経済制度改革は比較的短期間にビジネス環境に影響を及ぼすと考えられる。

また、金融アクセスでは、銀行を利用している企業は多くないものの、金融アクセスを主要な制約要因とする企業の割合は周辺国および調査対象国全体と比較しても高くない。では、エジプト企業はどのように資金需要を満たしているのだろうか。企業の実態を明らかにするには、企業データを利用して企業の金融市場との関わりを検討する必要がある。

3. ビジネス環境の改善

エジプトでは2004年7月に発足したナズィーフ内閣の下で経済改革が進展した。ナズィーフ内閣の経済目標は、投資（特に海外直接投資）の拡大を通じての雇用創出であり、そのために税制改革（関税削減、所得税改革）、補助金改革、民営化再加速、輸出促進など包括的な経済改革が矢継ぎ早に実施された。経済改革の基本的な方向性は、規制緩和・自由化によって市場経済メカニズムを機能させ、民間経済部門を活性化することである。また、海外からの投資拡大や自由貿易協定の締結など、海外との経済関係の強化にも積極的であり、そのための法制度の整備や透明性向上を進めている。これらの多面的な経済制度改革はビジネス環境の改善に直結するものであると考えられる。

さらに、経済制度改革と同時に経済政策実施機関の整備も進められた。例えば、工業

団地に関わる政策実施機関として産業発展局(Industrial Development Authority: IDA)が、輸出振興実施機関としてエジプト貿易促進センター (Egyptian Export Promotion Center: EEPC) が設立された⁸。また、投資のワンストップ・ショップとして投資・フリーゾーン庁 (General Authority for Investment and Free Zones: GAFI) の機能強化や各種申請手続きの簡素化なども実施された⁹。

小規模企業のビジネス環境の改善に資する制度整備としては、信用情報センター (Credit bureau) と小規模企業向け株式市場が設立された。信用情報センターは I-Score というブランド名で銀行 25 行と SFD が出資者となり、エジプト初の民間信用情報収集・提供機関として 2005 年に設立され、2008 年に中央銀行から事業免許を獲得した。一方、直接金融手段として、2007 年 10 月、Nile Stock Exchange (NILEX) という名で小規模企業向け株式市場がエジプト株式市場 (EGX) 内に開設された。NILEX は中東地域で初の小規模企業向け株式市場であり、EGX と比べ上場基準などが緩和されている¹⁰。

第 3 節 エジプトの小規模企業

本節では、エジプトの小規模企業の概要について、事業所センサス (2006 年)、小規模企業調査 (2003 年)、労働市場調査 (2006 年) の 3 つの統計に基づいて整理する。

1. 事業所センサス (2006)

2006 年に実施された事業所センサスからエジプトの民間企業の数および労働者数を概観する。事業所センサスは人口センサスと同時に 10 年ごとに実施される。2006 年事業所センサスによれば、エジプト全土において 2006 年時点で稼働中の事業所は 264 万 6531 カ所であった。そのうち政府部門事業所が 19 万 5628 カ所、公共企業部門が 1 万 2399 カ所、民間企業部門が 237 万 8107 カ所などとなっている (表 4)。

表 5 は規模別の事業所数と労働者数を示したものである。政府部門を除く事業所を規模別でみると、労働者数 1~4 人の事業所数は 225 万 2550 カ所 (全体の 92%)、同 5~9

⁸ 各機関の設立目的および活動内容については各機関のウェブページに詳しい。IDA : <http://www.ida.gov.eg/>、EEPC : <http://www.eepc.gov.eg/>。

⁹ エジプトでは、基本的に、県による法制度の違いはなく全国で同様の法制度が適用される。しかしながら、以前は窓口がカイロにしかないなど、カイロと地方でのビジネス環境 (特に許認可事項) には大きな差異があったが、各地でワンストップ・ショップの設立などが進み、カイロと地方都市でのビジネス環境の差異は小さくなりつつある (詳しくは World Bank and IFC [2007] を参照)。

¹⁰ しかしながら NILEX への上場は 2008 年末時点では 3 社のみであった。NILEX の詳細はウェブサイト (<http://nilex.egyptse.com>) を参照。

人の事業所は 15 万 2445 カ所（同 6.2%）と労働者 10 人未満の事業所が全体の 98%以上を占める。また、非政府部門の事業所で働く労働者数は合計 725 万 4033 人であり、そのうち 1～4 人の事業所に属する労働者が 424 万 2805 人と全体の過半数（58.5%）を占めている。同様に労働者 5～9 人の事業所で働く労働者数は 91 万 1253 人（全体の 12.6%）であり、10 人未満の事業所で働く労働者は全体の 71.1%となっている。

表4 所有形態別の事業所数(2006年)

政府	公共企業	民間企業	民間投資企業	合弁企業	協同組合	NGO	その他	合計
195,628	12,399	2,378,107	13,812	5,285	1,764	13,373	26,163	2,646,531
(7.4)	(0.5)	(89.9)	(0.5)	(0.2)	(0.1)	(0.5)	(1.0)	(100.0)

・カッコ内は全体に占める割合。

出所：CAPMAS(<http://www.capmas.gov.eg/>)

表5 労働者規模別の事業所数と労働者数(2006年)

	1～4人	5～9人	10～99人	100～999人	1000人以上	合計
事業所数	2,252,550 (91.9)	152,445 (6.2)	42,538 (1.7)	3,163 (0.1)	207 (0.0)	2,450,903 (100.0)
労働者数	4,242,805 (58.5)	911,253 (12.6)	914,256 (12.6)	762,698 (10.5)	423,021 (5.8)	7,254,033 (100.0)

・カッコ内は合計に占める割合。

出所：表4に同じ。

表6 事業所の立地(閉鎖中、準備中の事業所を含む、2006年)

建物全体	建物の一部	アパート*	部屋*	店舗	売店	その他	合計
359,558	98,096	228,324	59,370	3,701,746	70,541	74,330	4,591,965
(7.8)	(2.1)	(5.0)	(1.3)	(80.6)	(1.5)	(1.6)	(100.0)

* 複数の区画(部屋)の利用を含む

・カッコ内は合計に占める割合。

出所：表4に同じ。

表7 非政府部門事業所の所有形態(一時閉鎖事業所を含む、2006年)

個人所有	合弁企業	未登録	有限責任 組合(i)	株式有限 責任(ii)	有限会社 (iii)	株式会社	外資企業 の支社	その他	不明	合計
2,273,383	99,663	31,618	6,459	1,787	3,154	19,030	1,417	45,951	276	2,482,738
(91.6)	(4.0)	(1.3)	(0.3)	(0.1)	(0.1)	(0.8)	(0.1)	(1.9)	(0.0)	(100.0)

・(i) Limited Partnership, (ii) Partnership Limited by Shares, (iii) Limited Liability Company

出所：表4に同じ。

事業所の立地を示した表 6 からは、全事業所の 80%が店舗であることがわかる。簡易店舗である売店（kiosk）と合わせると、事業所総数の 82%が店舗としての利用であ

る。また、非政府部門事業所の所有形態では、個人所有が全体の 91.6%を占める一方、株式会社は全体の 0.8%となっている（表 7）。

以上から、2006 年時点でのエジプト企業の特徴として、以下の点を指摘できる。

- ・ 労働者数 1～4 人の事業所が全事業所の 92%に達すること
- ・ 労働者数 1～4 人の事業所に従事する労働者が非政府部門労働者全体の 58.5%を占めること
- ・ 全事業所の 82%が店舗用途であること
- ・ 全事業所の 91.6%が個人所有であること

これらを総合すると、エジプトの民間企業の大部分は零細規模企業であり、その多くが個人経営の小売店であることが推測できる。

2. MSES Dataset for MENA Region¹¹

エジプトの小規模企業を対象とした標本調査に Economic Research Forum (ERF)が 2003 年および 2004 年に実施した小規模企業サーベイ (MSES dataset) がある (2004 年調査はフォローアップ調査)。同調査では、従業員 50 人未満の民間企業について、全国約 5000 企業に対して質問票による調査を実施している。調査企業は完全な無作為抽出ではないが、全国レベルで小規模企業の現状を明らかにする目的でデータ収集されており、エジプトの小規模企業の特徴を理解するのに適したデータであると考えられる。

MSES dataset によるエジプト小規模企業の概要は表 8～表 13 のようになっている。まず、表 8 は調査企業の産業別労働者規模の分布をみたものであるが、そこからは商業部門の企業が最も多い (全体の 65%) こと、労働者 4 人以下の企業が大部分であることがわかる (労働者 1 人の企業が 42.5%、同 2～4 人の企業が 52.2%)。

表8 部門別労働者規模(MSES dataset から) (単位:%)

	工業	商業	サービス業	合計
1人	20.9	50.7	33.2	42.5
2～4人	68.5	46.3	58.5	52.2
5～9人	6.4	1.7	3.9	2.8
10～49人	4.2	1.4	4.4	2.4
計(人数)	781	3,208	970	4,959

出所: El-Mahdi [2006]から筆者作成。

¹¹ ERF が実施主体として行われたプロジェクト(Promoting Competitiveness on Micro and Small Enterprises in the MENA Region)で収集された小規模企業データで、エジプト以外にも、モロッコ、レバノン、トルコの小規模企業データが公開されている。エジプトの調査に関しては El-Mahdi [2006]を参照。

企業家の年齢構成をみた表 9 からは、40 歳以上が最も多く全体の半数を占め、それに次いで 30～39 歳（全体の 28%）の層となっている。この傾向は男女を問わず同様であり、年齢に関して男女差はほとんどないことがわかる。

表9 企業家の年齢構成 (MSES datasetから)

	男性企業家		女性企業家		合計	
	(人数)	(%)	(人数)	(%)	(人数)	(%)
18歳未満	26	0.6	11	1.8	37	0.7
18～20歳	117	2.7	23	3.7	140	2.8
21～24歳	313	7.2	35	5.7	348	7.0
25～29歳	491	11.3	55	8.9	545	11.0
30～39歳	1,229	28.3	170	27.6	1,399	28.2
40歳以上	2,167	49.9	322	52.2	2,489	50.2
平均年齢	40.39		41.40		40.52	

出所: 表8に同じ。

一方、企業家の教育レベルをみた表 10 では男女差がみられる。男性企業家で最も多いのは就学年数が 10～12 年（中等教育レベル）で 30.8%を占めるが、女性企業家では非識字（就学経験なし）層が 43.3%と最も多くなっている。非識字層は男性企業家でも 2 番目に多い層（21.2%）であるが、就学年数 1～6 年（初等教育レベル）と同 13～16 年（高等教育レベル）もそれぞれ 18%と高い割合となっている。それに対して、女性企業家で 2 番目に多いのは同 10～12 年（中等教育レベル）の 26.5%で、その次に同 1～6 年（初等教育レベル）の 14.9%となっているが、同 13～16 年（高等教育レベル）は 7.6%と低い割合である。ここから小規模企業の企業家の教育レベルについて、非識字層と中等教育レベルの 2 つの層が多いこと、および性別での違いが見られることがわかる。

表10 企業家の就学年数 (MSES dataset から)

	男性企業家		女性企業家	
	(数)	(%)	(数)	(%)
非識字	921	21.2	267	43.3
1～6年	799	18.4	92	14.9
7～9年	456	10.5	45	7.3
10～12年	1,338	30.8	163	26.5
13～16年	816	18.8	47	7.6
17年以上	17	0.4	2	0.3
合計	4,343	100	616	100
平均(年)	8.44		5.73	

出所: 表8に同じ。

表 11 からは、資本規模 1000～4999LE（調査時のレートで US\$170～850）の企業が最も多いことがわかる。男女別でみると、男性企業家の方が資本規模の大きな企業が多く、資本規模 2 万 LE 以上の企業は男性企業家では 21%であるが、女性企業家では 12%となっている。

表11 資本規模別の企業分布(MSES datasetから)

	男性企業家		女性企業家		合計	
	(数)	(%)	(数)	(%)	(数)	(%)
LE 1000未満	617	14.2	202	32.8	819	16.5
LE 1000～4999	1,589	36.6	202	32.8	1,791	36.2
LE 5000～19999	1,233	28.4	137	22.2	1,370	27.6
LE 2万以上	903	20.8	75	12.2	978	19.7

・調査時点(2003年4月)の為替レートは1\$=LE 5.89

出所:表8に同じ。

初期資本の調達先(表 12)では、労働者規模に関わらず、自己資金(相続あるいは貯蓄)が大部分(合わせて全数の 88%)である。なかでも貯蓄が主要な初期資本の源泉であり、企業規模に関わらず 60%以上の企業が初期資本を貯蓄で賅っている。

表12 労働者規模別の初期資本の調達先(MSES datasetから) (単位:%)

	1人	2～4人	5～9人	10～49人	合計
相続	22.0	19.1	33.3	30.0	21.0
貯蓄	63.3	70.7	61.0	65.2	67.1
資産の流動化	5.1	2.5	0.7	4.2	3.6
借入れ(フォーマル)	3.2	4.1	0.7	..	3.5
借入れ(インフォーマル)	3.5	2.2	0.7	..	2.6
出稼ぎ送金(自分)	0.4	0.5	2.1	..	0.5
出稼ぎ送金(他者)	1.2	0.6	0.7	..	0.9
その他	1.3	0.3	0.7	1.7	0.8
合計(件数)	2,107	2,579	141	120	4,947

出所:表8に同じ。

さらに過去 1 年間の資金調達先(表 13)では、企業規模に関わらず、銀行からの調達が最も多い。企業規模別でみると、1 人企業はビジネス団体、家族、友人など、資金調達源が比較的多様である。また労働者が 2～4 人の企業では銀行に次いで社会開発基金(SFD)からの借入れが多くなっている。しかしながら、この設問に回答した企業は計 251 企業と調査企業全体の 5%に留まっており、外部から資金調達をした企業は少数であることが推測される。

表13 過去1年間の資金調達源(MSES dataset から) (単位: %)

	1人	2～4人	5～9人	10～49人
銀行	23.6	55.0	80.0	100.0
SFD	8.2	13.7
国内NGO	8.2	3.1
政府機関	0.9
家族・親族	12.7	4.6	20.0	..
友人	16.4	4.6
隣人	10.0	9.2
ビジネス団体	19.1	7.6
その他	0.9	2.3
計(件数)	110	131	5	5

出所: 表8に同じ。

以上から、MSES dataset によるエジプト小規模企業の特徴として、下記のような点が指摘できる。

- ・ 商業部門に属する企業が全体の 65% を占める。
- ・ 労働者 4 人以下の企業が大部分 (全体の 95%) を占める。
- ・ 企業家の年齢は、男女ともに、40 歳以上が半数となっている。
- ・ 企業家の就学年数は、男女ともに非識字層と中等教育レベルの 2 つの層が比較的多い。
- ・ 資本規模は男女ともに 1000～4999LE が最も多いが、男性企業家の方が資本規模の大きな企業の割合が高い。
- ・ 初期資本の調達先では、企業規模を問わず自己資金 (相続と貯蓄) が大部分を占めている。なかでも貯蓄はどの企業規模でも企業数の 60% 以上となっている。
- ・ 過去 1 年の資金調達手段では、銀行からの借り入れが最も多くなっているが、資金調達をした企業は少数である。

3. ELMPS 2006¹²

エジプト労働市場パネルサーベイ (Egypt Labor Market Panel Survey 2006: ELMPS 2006) は 1998 年のエジプト労働市場サーベイ (ELMS 1998) の後続調査であり、新規調査世帯も加えた計 8349 世帯についての家計調査である¹³。ELMPS 2006 による調査家

¹² ELMPS 2006 は ERF によって実施された家計調査で、1998 年に 5000 世帯を対象に実施された Egypt Labor Market Survey 1998 (ELMS 1998) の拡大後続調査である。ELMPS 2006 の詳細については Barsoum [2007] を参照。

¹³ 本節は El-Mahdi and Rashed [2007] に基づく。

計のうち 25%(2142 世帯)の家計に自営業もしくは雇用主となっている労働者がいた。表 14 は調査世帯の雇用状況を男女別に見たものである。男女ともに賃労働が過半数を占めるが、それに次いで男性では雇用主 (17.5%) が、女性は無償家族労働 (30.7%) の割合が高くなっている。

表14 雇用形態 (ELMPS2006から) (単位:%)

	男性	女性	合計
賃金労働	65.1	52.1	62.1
雇用主	17.5	4.0	14.4
自営	9.1	13.2	10.1
無償家族労働	8.3	30.7	13.4

出所: El Mahdi and Rashed [2007]より筆者作成。

表 15 は ELMPS 2006 による小規模企業の分布を示したものである。ここでのフォーマル企業とは、事業許可、産業登録、納税用の会計帳簿の 3 つを備えている場合であり、どれかひとつでも満たしていない事業所はインフォーマル企業に分類されている。表 15 から男性企業家が 80%以上と多数であること、男女ともにインフォーマル企業の割合が高いこと (全体の 82%) がわかる。

表15 小規模企業の分布 (ELMPS2006から)

	男性企業家		女性企業家	
	フォーマル企業	インフォーマル企業	フォーマル企業	インフォーマル企業
都市部	296 (13.8)	923 (43.1)	49 (2.3)	161 (7.5)
農村部	26 (1.2)	543 (25.4)	14 (0.7)	129 (6.0)
合計	322 (15.0)	1466 (68.5)	63 (2.9)	290 (13.5)

・カッコ内は全数 (2141 企業) に占める割合。

出所: 表14に同じ。

小規模企業の設立年は、企業家の性別およびフォーマル企業がインフォーマル企業かを問わず 1990 年代以降が 60%以上となっており、ERSAP の開始以降に設立された企業が過半数を占めている (表 16)。

表 17 は企業家の教育レベルをみたものである。企業形態で比較すると、フォーマル企業の企業家の方が性別を問わず就学年数が長い傾向が見られる。また企業家の性別では、男性企業家の就学年数が長い。なかでもインフォーマル企業では、男性企業家は初等から中等教育レベルが多い一方、女性企業家は非識字から初等教育レベルが多数を占めている。

表16 小規模企業の設立年(ELMPS2006から) (単位:%)

	フォーマル企業		インフォーマル企業	
	男性企業家	女性企業家	男性企業家	女性企業家
1952年以前	0.4	13.4	1.7	0.2
1952～1959年	0.2	0.0	2.5	2.9
1960年代	4.1	0.0	3.1	7.5
1970年代	12.4	13.4	8.5	12.2
1980年代	16.6	0.7	19.7	13.9
1990年代	35.2	35.9	33.3	22.8
2000年以降	31.2	36.6	31.2	38.1
不明	0.0	0.0	0.1	2.5
合計	100	100	100	100

出所:表14に同じ。

表17 企業家の教育レベル(ELMPS2006から) (単位:%)

	フォーマル企業		インフォーマル企業	
	男性	女性	男性	女性
非識字	2.4	0.0	10.1	38.0
読み書き可能	6.5	15.4	19.2	12.5
初等教育	20.9	13.1	26.1	19.7
中等教育	27.1	36.2	27.5	10.9
専門学校	8.4	15.4	4.3	7.6
大学以上	34.6	20.0	12.8	11.3
合計	100	100	100	100

出所:表14に同じ。

表18 小規模企業の産業別分布(ELMPS2006から) (単位:%)

	フォーマル企業		インフォーマル企業	
	男性企業家	女性企業家	男性企業家	女性企業家
製造業	18.1	28.7	21.3	19.1
建設業	7.5	0.0	14.5	0.0
卸・小売業	37.3	28.7	37.7	54.6
ホテル・レストラン	6.9	1.1	2.9	4.4
輸送・倉庫・通信	12.5	1.7	9.4	0.5
不動産・賃貸業	4.3	4.0	1.6	0.5
教育部門	4.0	24.1	4.9	9.8
保健・社会福祉	3.0	5.7	1.6	8.2
その他	6.4	6.0	6.1	2.9
合計	100	100	100	100

出所:表14に同じ。

企業の産業分布では、性別・企業形態に関係なく、卸・小売業が最多で、それに次いで製造業が多い(表18)。その他では、男性企業家のフォーマル企業では、輸送・倉庫・

通信業が、女性企業家のフォーマル企業では教育産業が大きな割合となっている。一方、インフォーマル企業では、男性企業家は建設業、女性企業家は教育産業が比較的多くなっており、性別・企業形態によって産業分布が異なっている。

表19 小規模企業の雇用規模(ELMPS2006から) (単位:%)

	1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	50人以上
フォーマル企業	89.8	7.6	1.6	0.9	0.1
インフォーマル企業	96.3	3.3	0.3	0.0	0.0

出所:表14に同じ。

表20 雇用規模別の資本規模(ELMPS2006から) (単位:件数)

	1~4人	5~9人	10~29人	30~49人	50人以上
ゼロ	181	2	4	0	0
LE 1~499	330	5	0	0	0
LE 500~999	224	4	0	0	0
LE 1000~4999	340	8	0	0	0
LE 5000~9999	289	26	1	0	0
LE 1万~4万9999	296	32	9	2	0
LE 5万以上	89	16	5	1	2
合計企業数	1749	93	19	3	2

出所:表14に同じ。

小規模企業の雇用規模では、平均するとフォーマル企業の方がインフォーマル企業よりも雇用規模が大きい。いずれも5人未満の企業が圧倒的多数である(表19)。また、資本規模の判明している企業について雇用規模別に分類した表20からは、雇用規模と資本規模は正比例する傾向があることがわかる。しかしながら、小規模企業発展法では零細企業に分類される資本金5万LE未満の企業の割合が全体の94%を占め、雇用者基準でみた中規模以上の企業(雇用者50人以上)は1866企業のうち2企業のみである。以上から、ELMPS2006による小規模企業の特徴は、次のように要約できる。

- ・ 企業家の教育レベルおよび産業分布では性別による差異がみられる。
- ・ フォーマル企業かインフォーマル企業かによって、企業家の就学年数および雇用規模に差異がみられる。
- ・ 資本規模でみると零細企業の割合が圧倒的に多く、また小企業においても雇用者5人未満の企業割合が高い。

第4節 小規模企業とインフォーマル部門

前節でみたように、エジプトの企業分布は労働者5人未満の事業所が圧倒的に多く、その大部分はいわゆるインフォーマル部門に分類される企業だと考えられる。

Lubell [1991]によれば、インフォーマル部門という概念が広く使用されるようになったのは1972年のILOによるケニア調査報告書（ILO[1972]）からである。ILO[1972]では、インフォーマル部門の特徴として、参入の容易さ、在来的資源（indigenous resources）への依存、資源の家族所有、零細な事業規模、労働集約的な在来技術（adapted technology）の利用、公的教育制度外での技能習得、規制されていない競争市場、を挙げている。

インフォーマル部門に関してはそれ以降にも多様な定義・分類が提案されている。例えばSethuraman [1981]では、インフォーマル部門とは利潤最大化よりも自らの雇用創出を主な目的とする小規模な財・サービスの生産あるいは流通主体と定義している。その他にも、雇用者規模、法制度（企業登録、納税など）などで区分されている¹⁴。

ILOは1993年の第15回ICLS（15th International Conference of Labor Statisticians）において、統計的観点からのインフォーマル部門の定義に関する決議を採択した¹⁵。そこでは、インフォーマル部門の概念・特徴として、財・サービスの生産に従事する経済単位である、主要な目的は雇用創出と労働者の所得獲得である、組織化の程度が低く、労働と資本の分業が未発達で生産規模が小さい、雇用者がいる場合でも臨時あるいは血縁者・個人的社会的関係に基づくものが多く正規の契約に基づく雇用ではない、事業に関わる資産は企業に属するのではなく企業所有者個人のもので認識されている、必要資金は企業所有者個人の保証で調達される、企業支出はしばしば家計の支出と区別できず、また設備・固定資産も事業用と自家用の区別がつかない、といった点が挙げられている（ILO [1993]）。しかしながら、この決議においても、各国および産業間での多様性のためか、インフォーマル部門の定義は厳密なものではなく、一定の特徴・基準を示すものとなっている。

一方、Steel [1977]やSinclair [1978]などは、インフォーマル部門には多様な要素を持つ企業が混在しているため、全体をひとつの部門として捉えるのではなく、いくつかの基準によって区分すべきであると指摘する。Steel [1977]では、固定資本の保有および限界労働生産性などを基準として、インフォーマル部門を中間部門（intermediate sector）と狭義のインフォーマル部門に分けている（表21）。ここで中間部門とは、何らかの固

¹⁴ インフォーマル部門に関する定義および全般的なレビューは、鳥居・積田[1981]、渡辺・堀[1983]、ILO[1992]、Tokman[2008]などを参照。

¹⁵ この時採択された定義は、SNA1993でも採用された。また第17回ICLS（2003年）ではインフォーマル雇用についてのガイドラインが検討された。

定資本を所有する小規模企業で、限界労働生産性はゼロでなく、雇用労働者の多くは賃金を得る部門である。

表21 都市労働力の分類

部門	部門内分類	賃金水準	生産性	雇用	資本	規模・技術・組織
フォーマル部門	近代部門 (modern)	制度に基づく: 最低賃金 = MP(高)	AP: 高 MP: 高	賃労働	資本集約的	大規模、近代技術 会社組織
インフォーマル部門	中間部門 (intermediate)	市場決定: 賃金 = MP(低)	AP: 中間 MP: 低	賃労働、徒弟制度 家族労働、自営業	労働集約的 (固定資本あり)	小規模、中間技術 事業所あり
	狭義インフォーマル部門	市場決定: 賃金 = AP(低)	AP: 低 MP: ゼロ	自営業、家族労働	極めて労働集約的 (固定資本なし)	零細、伝統技術 会社組織なし
失業	-	-	-	求職中	-	-

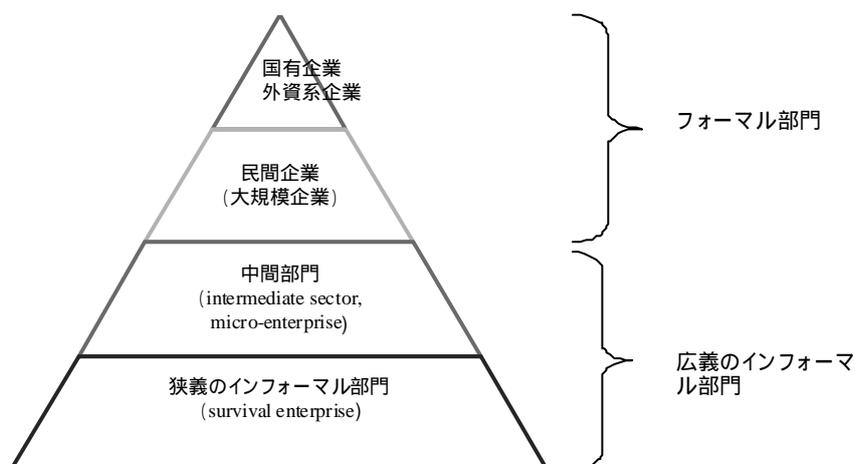
・AP=平均生産性、MP = 限界生産性。

出所: Steel [1977]より筆者作成。

また、松永[1996]では、Steel [1977]の議論を踏まえて図2のような企業部門の構成枠組みを想定し、典型的な企業発展過程として、狭義のインフォーマル部門から一部の企業が上方に移行することでいずれフォーマル部門へ参入し、大規模企業に発展すると論じている。そして、企業が発展する条件として、需要の拡大、資金調達、政府規制の緩さ、民間企業優遇策を挙げている。

以上から、企業実態を検討するにあたってはインフォーマル部門という分類は必ずしも分析に適した概念でなく、企業特性などによって分類する必要があると考えられる。なかでも固定資本、生産性などを基準として企業を分類することが提案されている。

図2 企業構成の模式図



出所: 松永[1996]

おわりに

本章では、エジプトの小規模企業について、法制度と政策、ビジネス環境、そして調査データからみた概要を整理した。エジプト政府が小規模企業発展政策を明確に意識するようになったのは1990年代末であり、2004年には小規模企業発展法が制定され、また小規模企業政策の枠組みが公表された。

小規模企業のビジネス環境は、2004年以降、小規模企業発展法の制定や包括的な経済改革によって改善した。また、企業設立や輸出入など個別分野での改革も進展しており、なかでも2008年には小規模企業の資金調達手段拡大のための枠組み（信用情報センターおよび株式市場の開設）が整備されるなど、小規模企業を取り巻くビジネス環境は年々向上している。

エジプトの民間企業は労働者1~4人の企業が全体の90%以上であり、資本規模では5万LE未満の零細企業が大部分である。統計データから想定される典型的な小規模企業は、個人資金で開業した店舗で卸・小売業を営む個人企業である。また、小規模企業の男性企業家と女性企業家では、年齢構成に大きな違いはないが、就学年数、資本構成、業種などで差異がみられる。

小規模企業の多くはいわゆるインフォーマル部門に分類されると考えられる。インフォーマル部門という概念については、1970年代初期に注目され各国で研究蓄積が進んだ分野であるが、そのなかでインフォーマル部門内においても企業特性に基づいて企業を分類して分析することの必要性が提示された。エジプトの小規模企業においても、詳細な企業実態を解明するには企業家の就学年数や業種などに基づいて企業を分類して検討することが有用だと考える。今後は、いくつかの基準を設定してエジプトの小規模企業を分類し、企業の実態と成長制約要因を解明することを課題としたい。

参考文献

日本語文献

鳥居泰彦・積田和 [1981] 「経済発展とインフォーマル・セクターの膨張」(『三田学会雑誌』第74巻5号 10月 419-464 ページ)。

松永宣明 [1996] 『経済開発と企業発展』勁草書房。

渡辺利夫・堀侑編 [1983] 『開発経済学 - 文献と解題 - 』アジアを見る眼 64 アジア経済研究所。

外国語文献

- Barsoum, Ghada. [2007] “Egypt Labor Market Panel Survey 2006: Report on Methodology and Data Collection,” ERF Working Paper Series No. 200704, Economic Research Forum, January. (http://www.erf.org.eg/cms.php?id=NEW_publication_details_working_papers&publication_id=824 2009年2月7日アクセス)
- El-Kalioubi, S. [2002] “Company Law,” in Nathalie Bernard-Maugiron and Baudouin Dupret eds., *Egypt and Its Laws*, London: Kluwer Law International, pp. 65-82.
- El-Mahdi, Alia [2006] “MSES Potentials and Success Determinants in Egypt 2003-2004: Special Reference to Gender Differentials,” Research Report Series No.0418 (FEM21-31), Economic Research Forum, December. (www.erf.org.eg/CMS/getFile.php?id=347 2009年2月7日アクセス)
- El-Mahdi, Alia and Ali Rashed [2007] “The Changing Economic Environment and the Development of the Micro and Small Enterprise in Egypt 2006,” ERF Working Paper Series No. 200706, Economic Research Forum, October. (http://www.erf.org.eg/cms.php?id=NEW_publication_details_working_papers&publication_id=829 2009年2月7日アクセス)
- ILO [1972] *Employment, Incomes and Equality: A Strategy for Increasing Productive Employment in Kenya*, Geneva: ILO
- [1992] *The Urban Informal Sector in Asia: An Annotated Bibliography*, Geneva: ILO
- [1993] “Resolution concerning statistics of employment in the informal sector, adopted by the Fifteenth International Conference of Labour Statisticians”, ILO, January. (http://www.ilo.org/global/What_we_do/Statistics/standards/resolutions/lang--en/docName--WCMS_087484/index.htm 2009年2月7日アクセス)
- Lubell, Harold. [1991] *The Informal Sector in the 1980s and 1990s*, Development Center Studies. Paris: OECD
- Ministry of Finance [2004] “Enhancing Competitiveness for SMEs in Egypt: General Framework and Action Plan”, Ministry of Finance, November.
- [2005] “Research Study on Streamlining the Egyptian Laws, Regulations and Procedures Governing SMEs Establishment, Growth, Export and Exit: International Comparative Study and Recommendation Report,” Ministry of Finance, September.
- Sethuraman, S.V. [1981] “Concepts, Methodology and Scope,” in S.V. Sethuraman ed., *The Urban informal sector in developing countries: Employment, poverty and environment*, Geneva: ILO
- Sinclair, Stuart W. [1978] *Urbanisation and Labour Markets in Developing Countries*, London: Croom Helm.

Steel, William F. [1977] *Small-Scale Employment and Production in Developing Countries:*

Evidence from Ghana, New York: Praeger Publishers

Tokman, Victor E. [2008] “The informal sector,” in Dutt, Amitava Krishna and Jaime Ros eds.,

International Handbook of Development Economics, Vol1, Cheltenham, Edward Elgar.

World Bank and IFC [2007] *Doing Business in Egypt 2008*, Washington D.C.: World Bank.

----- [various years] *Doing Business*, Washington D.C.: World Bank

(<http://www.doingbusiness.org/> 2009年2月7日アクセス)

ウェブサイト

社会開発基金 (SFD) : <http://www.sfdegypt.org/>

エジプト統計局 (CAPMAS) : <http://www.capmas.gov.eg/>

Doing Business : <http://www.doingbusiness.org/>

産業発展局 (IDA) : <http://www.ida.gov.eg/>

エジプト貿易促進センター (EEPC) : <http://www.eepc.gov.eg/>

Economic Research Forum (ERF) : <http://www.erf.org.eg/>

Enterprise Survey (ES) : <http://www.enterprisesurveys.org/>

国際労働機関 (ILO) : <http://www.ilo.org/>